

国名	韓国
公的年金の体系	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<p><国民年金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・18～60歳の被用者は「事業所加入者」として◎ ・18～60歳の自営業者，27歳以上の無業者は「地域加入者」として◎ ・専業主婦などの無所得配偶者や26歳までの所得のない学生などは「任意加入者」
保険料率（2016年）	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業所加入者」は所得の9％に固定（労使折半）。 ・「地域加入者」「任意加入者」は9％に固定（全額本人負担）。
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・61歳（2016年）。支給開始年齢は，2013年以降5年毎に1歳引き上げ，2033年には65歳となる予定）。
基本受給額	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年の所得代替率は46％（40年間加入）。所得代替率は，2008年以降，毎年0.5％ずつ引き下げられており（2007年改正），2028年の所得代替率は40％となる予定。
給付の構造	<p>基本年金額 = $(2.4A + 1.8B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_1/P)$ (←1998年以前：所得代替率70%) (年額) $+ 1.8(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_2/P)$ (←1999年～2007年：同60%) $+ 1.5(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_3/P)$ (←2008年：同50%) $+ 1.485(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_4/P)$ (←2009年：同49.5%) $+ 1.2(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_{23}/P)$ (←2028年：同40%)</p> <p>A：全ての被保険者の平均月額所得（年金支給開始直前の3年間） B：当該被保険者本人の基本月額所得（標準報酬月額）平均値（全保険加入期間） n：被保険者本人の保険加入期間のうち20年を超えた月数 P：被保険者本人の全保険加入月数 P₁：1998年以前の保険加入月数 P₂：1999年～2007年までの保険加入月数 P₃：2008年の保険加入月数，P₂₃：2028年の保険加入月数</p> <p>* AおよびBに乘じる乗率は，2008年～2027年にかけて，1.5から毎年0.015減少し，2028年には1.2となり，固定される予定。 * 上記算定式で導き出される基本年金額は「年額」であり，「月額」に換算するには基本年金額を12カ月で除する必要がある。</p>
所得再分配	<ul style="list-style-type: none"> ・給付算定式にある「均等部分」が，所得再分配機能を果たしている。すなわち，上記算定式は，被保険者全体の平均月額所得Aに関わる「均等部分」と，当該被保険者の平均月額所得Bに関わる「報酬比例部分」に分けられる。A=Bの標準ケースでは，基本年金額は均等部分から50％，報酬比例部分から50％となる。
公的年金の財政方式	修正積立方式。年金制度が未成熟のため，保険料収入の相当部分は積み立てられている。
国庫負担	国民年金サービスの費用の一部と，農漁業者の保険料の一部を国庫が負担
無年金者への措置	2008年より，無年金者や一定の所得水準以下の高齢者に対して，租税を財源に支給される公的扶助制度として「基礎老齢年金制度」を導入。2014年からは，給付水準を引き上げた「基礎年金制度」に改正された。
公的年金と私的年金	5人以上の被用者をもつ事業主は，退職金制度（一時金）か，退職年金制度を導入することが法律で義務付けられている。また，任意加入の個人年金がある。
国民への個人年金情報の提供	インターネットで，過去の保険料納入状況や将来の予想年金額を知ることができる。

韓国の年金制度

藤森克彦（みずほ情報総研(株) 主席研究員）

1. 制度の特色

韓国の公的年金制度の特色として、以下の4点を指摘できる。

(1)「国民年金制度」は、公務員、軍人などの特殊職域年金の対象者を除いて、自営業者、被用者といったほとんど全ての職種の勤労者を一つの体系の中に入れている。

(2)国民年金は一階建てで構成されており、その中に「均等部分」と「所得比例部分」といった二つの異なる要素を入れている。日本よりも「均等部分」の割合が高いため、所得再分配効果が大きく、社会的連帯の精神が強く反映した制度となっている。

(3)公的年金制度が未成熟なため、支給開始年齢以上の高齢者に占める老齢年金受給者の割合は29%にすぎない（2010年現在）。また、公的年金の所得代替率（グロス）も、OECD34ヶ国中、下から7番目の低水準である。こうした点などから高齢者の相対的貧困率は47.2%（2010年）にのぼり、OECD34ヶ国のうち高齢者の貧困率が最も高い国となっている。

(4)2010年の韓国の高齢化率は11.1%であり、日本の23.0%（2010年）と比較して低い水準にある。しかし今後韓国の高齢化率は急速に高まり、2050年には34.9%となって、日本の36.5%（2050年）に近づく見込みである（国連統計）。このため、国民年金制度の持続可能性が問題にされてきた。

2. 沿革

韓国の公的年金は、1960年の公務員年金の導入から始まった。その後、1963年に軍人年金、1975年に私立学校教職員年金というように、特殊職域年金が先行して導入された。

1980年代に入ると、民主化の流れの中で社会保障制度の拡充が行われた。公的年金の分野でも86年に「国民年金法」が成立し、88年から施行された。ただし国家の財政状況が厳しかったため、国民年金の適用対象者は相対的に保険料の支払い能力が高いとみられた「従業員10人以上の事業所の被用者」に限定されていた。

90年代になると国民年金の適用対象者が徐々に拡大されていった。92年に「従業員5人以上の事業所の被用者」に拡大され、95年には「農漁民と農漁村地域の自営業者」が対象者となった。さらに金大中政権（1997-2002年）は98年末に国民年金法を改正し、国民年金の適用対象者を、都市地域の自営業者と零細事業勤労者、臨時職・日雇職勤労者にまで拡大した。この結果、制度的には、被用者と自営業者が一つの体系に結合された。

なお、98年度の国民年金法改正では、給付水準の引き下げ、受給開始年齢の引き上げ、5年に一度の財政再計算の導入など、国民年金の持続可能性の確保を目的とした施策も導入されている。

そして2003年には、適用対象者を5人未満の事業所の被用者に広げた。また、同年国民年金の財政再計算が初めて行われ、政府は財政再計算に基づいて保険料の引き上げ、給付水準の引き下げを内容とする改革案を国会に提出した。しかし同法案は、2003年末に廃案となった。

2007年になって、政府は年金財政の安定化を目的に、「2007年国民年金改正法」を成立させた。具体的な内容としては、保険料率を据え置いたまま、2008年の所得代替率を60%から50%に引き下げた。また、それ以降も所得代替率を毎年0.5%引き下げることを決定した。この結果、2016年の所得代替率（40年加入）は46%、2028年は40%となる予定である。

また、2007年には、低所得・無年金高齢者を対象に、税財源による無拠出制の給付が支給される「基礎老齢年金法」が可決され、2008年1月から施行された。これは、一定の所得水準以下の高齢者に対して、資力調査に基づいて支給される公的扶助制度である。そして、2014年7月からは、「基礎老齢年金制度」の給付水準を引き上げた「基礎年金制度」に代替された。

3. 制度体系の概要

韓国の公的年金制度は、一般被用者・自営業者などを対象とする「国民年金制度」、公務員を対象とする「公務員年金制度」、軍人を対象とする「軍人年金制度」、私立学校の教職員を対象とする「私立学校教職員年金制度」、郵便局職員を対象とする「別

定郵便局職員年金制度」, の5つに分かれている。特定職業従事者のみを対象とする年金は, 「特殊職域年金」とよばれている。

このうち最も多くの加入者を抱えるのが「国民年金制度」であり, 加入者数は1,892万人となっている(2010年5月末現在)。国民年金の加入者は, 国内に居住する18~60歳の国民や外国人であり, 「事業所加入者」と「地域加入者」に大別できる。

「事業所加入者」は, 18~60歳の被用者に加入が義務付けられており, 加入者数は約1,016万人となっている。他方, 「地域加入者」は, 18~60歳の自営業者, 27歳以上の無業者などに加入が義務付けられており, 被保険者数は867万人である。この他, 専業主婦など被用者を配偶者にもつ無所得の既婚者や, 27歳未満の無業者は任意に加入する「任意加入者」となっており, 加入者数は4万4千人程度である。さらに, 保険料の最低拠出年数を満たさないために, 60歳を超えても保険料を払い続ける「任意継続加入者」が4万5千人程度いる。

なお, 韓国には, 日本の「第3号被保険者制度」に相当する制度はない。したがって, 被用者の専業主婦の妻であっても, 「任意加入者」となって保険料を支払わない限り, 高齢期に国民年金を受給できない。

国民年金の受給状況を見ると, 国民年金が成立した1988年から20数年しか経っていないことから, 受給者数は365万人(2013年)にとどまっている。また,

40年以上加入した完全老齢年金の受給者は, そのうち3.4%にすぎない。このため, 保険料収入などの相当部分は積み立てられている。

4. 給付算定方式, スライド方式, 支給開始年齢

(1) 支給開始年齢

老齢年金の支給開始年齢は61歳となっている(2016年)。また, 98年改正によって, 2013年以降, 支給開始年齢は5年毎に1歳引き上げられ, 2033年には65歳となる予定。

(2) 加入期間

20年以上加入して61歳に達した者は, 基本年金額について減額のない「完全老齢年金」を受給できる。加入期間20年を超えると, 超過年数1年ごとに基本年金額の5%が加算され, 40年間で平均所得の46%を受給できる(2016年)。

他方, 加入期間10年以上20年未満の場合は, 基本年金額の50%から95%の範囲で「減額老齢年金」が支給される。減額老齢年金の最低加入期間10年を満たさないと, 受給資格を得られない。

(3) 給付内容

国民年金の老齢年金給付は, 「基本年金額」を主体として, 一定の要件を満たす受給者に家族手当的性格の「加給年金額」が加えられる。基本年金額や加給年金額は物価スライドで調整されている。年金

図表1 基本年金額の算定式(年額)

$$\begin{aligned} \text{基本年金額(年額)} = & (2.4A + 1.8B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_1/P) \quad (\leftarrow 1998\text{年以前: 所得代替率}70\%) \\ & + 1.8(A+B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_2/P) \quad (\leftarrow 1999\text{年} \sim 2007\text{年: 同}60\%) \\ & + 1.5(A+B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_3/P) \quad (\leftarrow 2008\text{年: 同}50\%) \\ & + 1.485(A+B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_4/P) \quad (\leftarrow 2009\text{年: 同}49.5\%) \\ & \dots\dots\dots \\ & + 1.2(A+B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_{23}/P) \quad (\leftarrow 2028\text{年: 同}40\%) \end{aligned}$$

A: 全ての被保険者の平均月額所得(年金支給開始直前の3年間)
 B: 当該被保険者本人の基本月額所得(標準報酬月額)平均値(全保険加入期間)
 n: 被保険者本人の保険加入期間のうち20年を超えた月数
 P: 被保険者本人の全保険加入月数
 P₁: 1998年以前の保険加入月数
 P₂: 1999年~2007年までの保険加入月数
 P₃: 2008年の保険加入月数, P₂₃: 2028年の保険加入月数

(注) 1. AおよびBに乘じる乗率は, 2008年の1.5から毎年0.015減少し, 2028年には1.2となる予定。
 2. 上記算定式で導き出される基本年金額は「年額」であり, 「月額」に換算するには基本年金額を12ヶ月で除する必要がある。
 (資料) National Pension Service, Amendment to the National Pension Act, 2007, 及びNational Pension Service HPなどを参考に作成。

給付には最高限度額が設定されている。

① 基本年金額

基本年金額の算定式には、全加入者の平均月額所得 (A) の平均に基づいて算定する「均等部分」と、個々の加入者の全加入期間における基本月額所得の平均 (B) に基づいて算定する「所得比例部分」の二つの要素から構成されている (図表 1)。「均等部分」の存在から、高所得者から低所得者への所得再分配が機能している。また、加入期間20年を超過する期間については、1年間ごとに5%が加算される。同算定式 (99年から2007年の期間) は、40年間加入した被保険者の生涯平均所得 (B) が全被保険者の平均所得 (A) と同額であった場合 (A=B) に、所得代替率60%となるように設計されていた。しかし、2007年改正によって、2008年の所得代替率は50%に引き下げられた。それ以降、所得代替率は毎年0.5%ポイント引き下げられ、2016年の所得代替率は46%であり、2028年には40%となる予定である。

②加給年金額

年金受給権取得後に、加入者が、配偶者、18歳未満または2級以上の障害がある子供、60歳以上または2級以上の障害のある親をもち、扶養している場合には、基本年金額に加えて加給年金が支給される。しかし、支給額は少ない。

5. 負担, 財源

(1) 財源

国民年金の財源は、主に加入者の保険料に拠っている。ただし、保険料の徴収や給付の事務を担う国民年金サービスの費用の一部と、農・漁業者の保険料の一部を国庫負担で補填している。

(2) 保険料率

被用者を対象とする「事業所加入者」の保険料率は、9%であり、労使折半で負担する (図表 2)。また、自営業者などを対象とする「地域加入者」の保険料率も9%であるが、これは全額本人が負担す

図表 2 国民年金の保険料率

加入者の分類	保険料率
事業所加入者	9.0% (被用者と事業主の労使折半)
地域加入者	9.0% (全額本人負担)
任意加入者	9.0% (全額本人負担)

る。さらに、専業主婦などが任意に加入する「任意加入者」や「任意継続加入者」の保険料率も9%であり、全額本人負担となっている。ただし任意加入者は所得が確定しないので、事業所加入者及び地域加入者の月額所得の中央値を本人の基本所得とみなす。本人の希望によって、中央値よりも高い額を基本所得とすることもできる。

6. 財政方式, 積立金の管理運用

完全老齢年金の支給が2008年から始まるなど、国民年金がまだ未成熟なため、年金財政収支は収入超過の状態が続いている。収支の差引残は積み立てられ、高齢化のピーク時に備えられている。2015年10月までに積み立てられた国民年金基金の規模は507.0兆ウォン (約50.7兆円, 1ウォン=0.1円で換算) である。

国民年金基金の運用先としては、国内債券266.8兆ウォン (全体の52.6%), 国内株式96.8兆ウォン (19.1%), 海外株式68.1兆ウォン (13.4%), 海外債券21.5兆ウォン (4.2%), 代替的投資50.6兆ウォン (10.0%), その他3.0兆ウォン (0.6%) となっている。ほぼ全てが、債券や株式投資など金融セクターへの投資となっている。

7. 制度の企画, 運営体制

年金の企画は、保健福祉部が担当している。他方、国民年金の保険料の徴収、給付の裁定・支給、国民年金基金の管理・運用は、国民年金サービス (National Pension Service) が行う。

8. 私的年金

(1) 企業年金 一退職年金制度一

5人以上の事業所に、退職金制度 (一時金) あるいは退職年金制度を導入することが法律で義務付けられている (勤労者退職給付保障法, 2005年12月施行)。退職年金制度には、給付建て (DB), 拠出建て (DC), 個人退職口座 (IRA) の三種類がある。

(2) 個人年金

総世帯に占める個人年金の加入率は25%程度と指摘されている。また、個人年金の所得代替率も低く、個人年金により公的年金を補完するのは不十分な状

況にある。

9. 最近の議論や検討の動向, 課題

(1) 年金財政の持続可能性

国民年金は、9%の保険料率で所得代替率60%を維持する「高福祉・低負担」の設計となっていた。これに加えて、少子高齢化が急速に進展するため、国民年金の持続可能性が懸念されていた。そこで、2007年の国民年金改革法によって、2008年に所得代替率を50%に引き下げ、それ以降も順次引き下げられ2028年には所得代替率40%とすることに決定した。

この結果、国民年金の歳出超過が始まる時期が改正前の2036年から2042年に延ばされ、積立金が枯渇する時期も改革前の2047年から2058年に延ばされた。この措置によって、年金財政はある程度改善するものの、保険料の引き上げがなされていないために、効果は一時的だとする見方もある。

(2) 自営業者及び農漁民加入者への所得把握をめぐる問題

国民年金の適用対象者は、被用者のみならず自営業者も含まれ、所得を基準にして保険料負担や給付水準の算定が行われる。

しかし自営業者と農漁民加入者については、所得把握が十分でなく、一部の地域加入者は実際の所得よりも低く申告していると指摘されている。国民年金制度は高所得者から低所得者への所得再分配機能が強いので、給与所得者や適正な申告をした自営業者は、不公平感を高める懸念がある。

(3) 2008年の「基礎老齢年金制度」の導入と2014年の「基礎年金制度」への改正

「国民皆年金」といいながらも、国民年金の便益を将来受けられない可能性の高い人が多数存在してきた。例えば、長期間失業していたために、加入年数が足りず受給資格を喪失してしまう者や、公的年金導入時に既に高齢であったために公的年金の適用を受けることができない者がいた。さらに、年金受

給権が発生しても、現役世代の所得が低く十分な生活を送れない人々がいた。この問題は「老齢所得保障の死角地帯」と呼ばれ、深刻な貧困に直面する高齢者の問題が指摘されてきた。

しかし、2008年から低所得・無年金者を対象に、租税を財源とする無拠出制の「基礎老齢年金」が導入された。これは、高齢者用の公的扶助である。財源は、国と地方自治体が共同で負担して、一定の所得水準に満たない低所得高齢者に対して、加入者平均所得月額5%を年金として支給する。65歳以上高齢者の7割程度が基礎老齢年金の受給者となることが見込まれたが、60%台の後半の水準である。

一方、これによって、高齢者に占める公的所得の受給者の割合が大きく上昇した。具体的には、06年末の33.3%から08年には78.2%に上昇した。給付水準は低いが、大多数の高齢者が年金受給者となり、「老後所得保障の死角地帯」の是正に向けて一歩前進した。

そして、2014年7月からは、「基礎老齢年金制度」の給付水準を引き上げた「基礎年金制度」に改正された。具体的には、2013年の時点では、単身世帯には1カ月あたり最大で9万6,800ウォン、夫婦世帯には15万4,900ウォンであった給付額が、10万~20万ウォン程度まで給付額が引き上げられた。

(4) 年金クレジット

2007年年金改革によって、出産・育児期間や兵役期間を有する者に、みなし保険料納付期間を認める「年金クレジット」が導入された。具体的には、2008年以降に第2子を出産した世帯には12カ月分、第3子からは18カ月分をみなし保険料納付済み期間として認める。年金額は、全加入者平均所得月額の全額を認めて、算出される。

一方兵役の場合は、2008年以降、兵役期間が半年以上ある全ての者に対して、一律6カ月分を保険料納付済み期間として認める。年金額は、全加入者平均月額を半額として計算する。